

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第11回津市子ども・子育て会議
2 開催日時	平成27年1月20日(火) 午後6時から午後8時30分まで
3 開催場所	津市役所4階庁議室
4 出席した者の氏名	<p>(津市子ども・子育て会議委員)</p> <p>市川律子、大山 航、川崎まり子、駒田聡子、田口鉄久、田中嘉久、内藤直樹、中島伸子、堀本浩史、柳瀬幸子、山中 理、脇ゆうりか</p> <p>(事務局)</p> <p>健康福祉部長 田村 学 健康福祉部次長 後藤忠久 子育て・こども支援担当参事(兼)子育て推進課長 谷口ひろみ 子育て推進課保育所担当副参事 平田恵美子 子育て推進課調整・子育て推進担当主幹 鎌田光昭 子育て推進課保育担当主幹 丹羽敬二 子育て推進課子育て推進担当副主幹 田口芳裕 子育て推進課主査子育て推進担当 米本孝子 こども支援課長 戸上喜之 こども支援課調整・こども支援担当主幹 橋本直樹 こども支援課主査こども支援担当 大野維佐子 健康づくり課保健指導担当副参事 藤井久美子 津市教育委員会事務局教育次長 川合陽一郎 津市教育委員会事務局学校教育課長 森 昌彦 津市教育委員会事務局学校教育課学校教育担当主幹 松谷富美子 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当副参事 中谷初男 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当副主幹 鈴木宏明</p>
5 内容	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 津市子ども・子育て支援事業計画(案)について</p> <p>(2) 利用者負担額等について</p> <p>3 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部 子育て推進課 子育て推進担当 電話番号 (059) 229-3390 E-mail 229-3167@city.tsu.lg.jp

第11回津市子ども・子育て会議 議事概要

1 開会

◆事務局(鎌田)が開会宣言

◆事務局(鎌田)が会議の成立を報告

- ・出席者12名、欠席者6名、津市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により成立

2 議事

◆田口会長が会議の公開を報告

- ・津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とする

◆田口会長が資料の確認

◆田口会長が本日の会議の進め方を説明

(1) 津市子ども・子育て支援事業計画(案)について

◆事務局(谷口、森)が資料説明 【資料1、資料2】

(田中委員)

第4章の主な事業名の後ろに、関連する推進施策の番号が括弧書きで付け加えられたが、この括弧は四角括弧ではなく、丸括弧ではないのか。括弧を統一すべきである。

(事務局 谷口)

ご指摘のとおりである。修正する。

(田口会長)

50ページ、51ページの矢印の意味について、説明をお願いします。

(事務局 谷口)

矢印が付いているのは、言葉を削除した部分である。50ページの「(4) 子どもの居場所づくり」の前と、51ページの「子ども会育成者活動補助事業」の下には、「ライフプラン教育の推進事業」という事業が項目として挙がっていたが、これを削除している。また、51ページの「放課後児童クラブ運営費補助事業」は、「放課後児童クラブ・放課後児童クラブ運営費補助事業」と、同じ言葉が重複していたため、最初の「放課後児童クラブ」を削除した。

(田口会長)

133ページの「保育教諭」の用語説明について、「幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者をいう」となっているが、正しくは「幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有し、かつ認定こども園に勤務する職員」ではないのか。また、「幼稚園教諭免許状、保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭として勤務でき

る」ではなく、「幼稚園教諭免許状、保育士資格のいずれかを有していれば、認定こども園で勤務できる」となるのではないか。

(事務局 谷口)

ご指摘のとおりである。修正する。

(協委員)

「保育教諭」の記載箇所は「P 1 1 5」となっているが、1 1 5 ページに「保育教諭」の文字はない。箇所が間違っているのではないか。

(事務局 谷口)

本文の修正に伴い、ページのずれが生じているようだ。「保育教諭」だけでなく、他の用語についても箇所を再確認し、修正する。

(田口会長)

1 2 8 ページには「一時預かり」の用語説明が「一般型」、「訪問型」などいくつか並んでいるが、これが本文にどのように反映されているのか。8 8 ページに「一時預かり事業」の項目があるが、ここには1 2 8 ページにあるような細かな種類は書かれていない。9 1 ページで少し触れているが、これだけではまだわかりにくい。特に、「幼稚園型」がどのような形を指すのか、もう少し説明が必要である。

(事務局 谷口)

1 2 8 ページの用語説明では、新制度で展開する一時預かり事業について、すべて挙げている。ただ、本文の中では、その説明を細かくは書いていないので、整合性を考えて、もう少し整理することとする。

(田中委員)

1 3 4 ページの「子ども・子育て支援法」の書体は、他のものと違うようだ。

(事務局 谷口)

ご指摘のとおりである。修正する。

(田口会長)

本日欠席の田部委員から、文書で「総論では、かなりの部分、話し合いの意図を生かして下さっており、他の市のものも見せていただきましたが、津市は良くできていました。但し、各論と申しましょうか、具体的になって参りますと、気になることがいっぱいあります。特に幼児教育は、ともすれば知識偏重教育になりがちな就学前教育とは全く別の次元にあること、1 0 年先、2 0 年先の人間の土台を創る最重要なことで、日本の将来がかかっているという言葉が過言ではないことを、今現在かかわっていらっしゃる方々が是非ともご理解願いたいのです。」という意見を頂戴している。これを読むと、田部委員は基本的には「津市子ども・子育て支援事業計画(案)」を了承していただいているようである。私から質問を一つ、9 4 ページの「時間外保育事業」は、「保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する」とあるが、これは休日保育を含んでいると捉えるのか。

(事務局 谷口)

国の定義で「通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において」となっているが、津市では通常の利用日以外は対応していない。定義の中の「日」という表現について、県に確認をする。

(大山委員)

71ページの「提供体制の確保の内容及び実施時期」は、全市の「量の見込みと確保の方策」と、それをさらに細かく説明している区域ごとの「量の見込みと確保の方策」の間に挟まれる形で入っているが、この構成でよいのか。

(事務局 谷口)

この章では、全市の数字のあとに、確保の方策の解説を入れ、そのあとに、区域ごとの細かい数字を表示するスタイルで統一している。

(大山委員)

71ページの実施時期は「平成27年度以降」と、漠としている。実施時期をもう少し明確に書き込めないか。

(事務局 谷口)

検討する。

(田口会長)

「平成27年度以降」と「平成27年度以降継続」の違いは何か。

(事務局 谷口)

「平成27年度以降」は、平成27年度から平成29年度までの間に実施することを目標としており、「平成27年度以降継続」は、すでに達成をしている事業について、そのまま継続して実施するというものである。達成するまでの期間等を入れる方向で検討する。

(田口会長)

71ページの「3号認定子どもに対する重点的な確保方策」の中で、1歳児については「子ども5人に対して保育士1人となる配置」という具体的な数字を示しているが、新たな施設型給付の中で、3歳児について「子ども20人に対して保育士1人」から「子ども15人に対して保育士1人」となったことについては、ここでは示していかないのか。

(事務局 谷口)

現在、1歳児の「子ども5人に対して保育士1人となる配置」は、全園で実施している。3歳児の「子ども15人に対して保育士1人となる配置」は、保育士の確保等の問題から実施できる施設とできない施設があるため、計画の中には記載しない考えである。

(駒田副会長)

「用語説明」が五十音順で書いてあるなら、最後に「子ども・子育て支援法」がくるのはおかしい。修正が必要である。また、今回の子ども・子育て支援事業計画が子ども・子育て支援法に基づき策定されたということが一目でわかるような概略を、計画書の鑑部分で示しておいたらどうか。

(事務局 谷口)

1 ページの「1. 計画策定の背景・趣旨」の中で、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめ子ども・子育て関連三法が成立したことには触れている。

(駒田副会長)

文章による説明だけでなく、内閣府が作成した概要版等から図表を引用するなどして、法律と計画の関連性が一目でわかるようなものを示すべきである。

(事務局 谷口)

検討する。

(田口会長)

本計画においても、概要版を作成するのか。

(事務局 谷口)

作成する予定である。

(田中委員)

新制度で良くなる点は、計画の中に明記しておくほうがよいと思う。例えば、放課後児童クラブでは、5人以上の障がい児を受け入れると1人分の補助が付くといったことなどは、具体的に示していくべきである。

(事務局 中谷)

ご指摘の、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに関する事項は、まだ案の段階で決定事項ではないので、現時点では、計画の中に明記することは難しい。

(事務局 谷口)

予算についてもすべてまだ案の段階で、確定は3月頃になる見通しである。確定していないものを記載するのは非常に難しい。ただし、保育料の利用者負担額については、先行して進めるよう通知が出ているため、検討を進めているという状況である。

(田口会長)

制度の改善点が具体的に示されると、子ども・子育て支援事業が良い方向に向かうのが見えやすくなるのだが、予算の絡みがあるのもわかる。記載できる範囲で、田中委員の意見を生かしていただくようお願いする。

(協委員)

津市子ども・子育て支援事業計画ができて、これから様々な事業が展開されていくことになる。大切なのはこれからである。「計画ができたなら、あとは担当部署でお願いします」というのではなく、行政、市民、有識者などが一緒になって計画の進行管理をしていく必要がある。この津市子ども・子育て会議は平成27年度までということだが、その後もこうした会議を定期的で開催したり、パブリックミーティングのようなものを開催したりするなど、市民も計画の進行について意見を出せるような進行管理体制の構築を望む。

(事務局 谷口)

委員の任期は2年間だが、津市子ども・子育て会議自体は、施策の実施状況の調査審議

を行う場として、その後も継続していくものである。また、計画の見直し等においては、同会議の意見を聴くこととなっている。

(柳瀬委員)

津市子育て・子育て支援会議で次世代育成支援行動計画の評価に関わらせていただいたが、そのときの評価方法に少し疑問を持った。事業によって評価の方法は異なると思う。行政がすべき事業だけでなく、地域や企業など様々な人を巻き込まないとできない事業もあるが、それを行政だけで評価すると、行政ができることは評価が高く、地域や他の団体などの取り組みは評価が低いというように、評価に偏りが出る可能性がある。地域、企業、団体などを巻き込んで、きちんと評価できる体制を作るべきである。

(事務局 谷口)

了解である。評価方法については検討する。

(田口会長)

「P D C A サイクル」などのアルファベットの表記は、半角文字のほうが馴染みやすいと思う。

(事務局 谷口)

修正する。

(2) 利用者負担額等について

◆事務局(谷口、森)が資料説明 【資料5、参考資料1等】

(山中委員)

保育所等の利用者負担額は、現行の11階層12区分から19階層25区分に変更になるが、例えば、2号認定子どもの第18階層と第19階層を見ると、第18階層は現行より高くなり、より所得の高い第19階層は現行より低くなっている。これでよいのか。

(事務局 谷口)

確かに、満4歳児以上の第19階層は、現行の33,000円から32,600円と400円下がっているが、満3歳児については、16階層以上は現行とまったく同じ額で設定をしている。階層区分に係る基準が、現行の所得税額によるものから市町村民税所得割課税額によるものへと変更になっているが、国の基準に基づき、大体同じようなところの所得で設定をしている。

(山中委員)

より所得の高い人に関しては、それなりの応能負担があるべきである。

(事務局 谷口)

新制度になっても現行の保育料をそのまま維持することを前提に、現行の利用者負担額に沿った形で階層区分を設定している。国が定める第8階層については、津市において元々設定がなかった層である。

(山中委員)

1号認定子どもの利用者負担額について、私は国の基準×0.7と認識していたのだが、0.683になった理由を教えてください。

(事務局 谷口)

昨年度、津市が徴収した保育所保育料は、国の基準で徴収した場合の約71%に相当する額であった。しかし、今回、制度改正で階層区分を細分化したことにより、利用者負担額がこれまでより下がる人がたくさんおり、その分、津市が徴収する保育料も減収になると試算されている。試算では国基準の68.3%程度になるということで、それを受けて、1号認定子どもの利用者負担額についても、国の基準×0.683で設定をしたということである。

(山中委員)

津市の私立幼稚園10園のうち1園は、平成27年度から認定こども園に移行することが決まっている。残り9園は当面現状のままとなっているが、将来、施設型給付に移行する際には、おそらく公私ほぼ同等の条件で移行ということになるだろう。今後、私立幼稚園においても、市に準じて、利用者負担額を最高17,600円ということで検討していく必要がある。

(堀本委員)

階層を細かく区分したことで、保護者が保育料を払いやすくなるのはよいことだが、現在、利用者負担額が大きく、払えないという人もいると聞いている。払えないのか払わないのかはわからないが、未納者への対応と今後の見通しをお聞かせいただきたい。

(事務局 谷口)

未納者に対しては、市から納付指導等を行うとともに、現場での催告を行っている。中には、差し押さえ等の処分をしたケースもある。1～2回滞納するとさらに払いづらくなるので、未納の翌月には督促状を出すとともに、なるべくこまめに督促的な形の納付指導を行っている。現行では、階層が上がるごとに負担額が大きく増えるような形になっているが、新制度では、階層区分を細分化したことで、これまでに比べ階層間での負担額の差が小さくなっており、より納入しやすい形になっている。払えるのに払わない人に対しては、処分も含め、強い態度で収納を心がけていきたい。

(事務局 森)

幼稚園の場合、これまでも未納者は少なかったが、新制度において、利用者負担額が現行より下がる層もあることから、未納者はそれほど増えないものと思われる。

(山中委員)

幼稚園の利用者負担額について、津市は5年間の経過措置をとるということだが、関東圏等では、公私格差の是正から経過措置を持たずに移行する市町村があると聞いている。全国的に見ても、経過措置をとる場合は3年間とする市町村が多い。それに対して、津市が経過措置を5年間と設定したのは、少し長いように思う。

(事務局 森)

できるだけ急激な変化を避けるためには、3年間や5年間の経過措置が必要であるという考え方である。

(事務局 松谷)

利用者負担額を市の規定より低く設定している私立幼稚園が、施設型給付に移行する場合の経過措置を5年間としているので、それに準じた形である。

(山中委員)

ただ、津市においては、公立幼稚園より低い私立幼稚園はない。

(田口会長)

幼稚園の入園時を配慮の時期と考えることもできるし、子どもが生まれたときから公立幼稚園に入れることを決めていた人もいると考えれば、経過措置を5年間と考えることもできる。いずれにしても、保護者の立場に立つと、急激な変化は避けるべきである。

(駒田副会長)

保育所等の利用者負担額について、国は第7階層、第8階層を設定しているのに、津市ではこれに相当する階層区分がない。1億円や2億円といった高額所得者も第19階層ぎりぎりの人も同じ額を払うということに抵抗がある市民も少なくないだろう。市は、階層区分の設定根拠をきちんと市民に説明すべきである。また、保育所の第9階層、第10階層は、幼稚園で言うとそれぞれ第4階層、第5階層に当たるが、特に幼稚園の第5階層の負担額が大きいように思う。幼稚園は保育所より保育時間が短いので、第4階層の負担額が6,100円、6,500円と保育所の約半額になっているのはわかるが、第5階層の負担額は10,300円、11,000円と、保育所の第10階層の14,000円に比べ、あまり差がない。

(事務局 松谷)

第4階層と第5階層については、国の第3階層(市町村民税所得割課税額77,100円以下)のちょうど半分に当たるところで線を入れている。第4階層の利用者負担額が6,100円と6,500円になったのは、1月15日に国が政令で定めるこの階層の金額を9,100円から3,000円に急激に下げた影響である。

(事務局 森)

つまり、幼稚園の第4階層は、国が定める負担額16,100円と3,000円を足して、2で割って、0.683を掛けた額であり、第5階層は、単に16,100円に0.683を掛けた額である。国が、当初負担額を9,100円としていたところを3,000円に下げたのは、保育所の負担額より高かったからである。第4階層と第5階層の間で4,000円も差があるのは、その影響である。

(駒田副会長)

幼稚園の第4階層と第5階層の間で差があることより、幼稚園と保育所とを比べた場合の差がないことのほうが問題である。

(事務局 森)

当初の国の設定では、幼稚園と保育所との間で負担額が逆転している階層がいくつかあったが、保育所より幼稚園の負担額が高いのはおかしいということで、今回、9,100円から3,000円に下げられ、最終的にこのような形になった。

(駒田副会長)

市民が納得するようにきちんと説明する必要がある。それと、私はやはり高額所得者の保育料の問題がとても気になる。

(田口会長)

該当する人はたくさんいるのだろうか。

(大山委員)

該当者がいるかどうかは別の問題として、国の第7階層、第8階層に相当する階層区分がないことで反感を招くのであれば、設定だけはしておいたらどうか。

(事務局 谷口)

現行の利用者負担額の最高額は、満3歳以上の子どもが33,000円で、満3歳未満の子どもが48,000円である。市民に対して、制度が変わっても保育料は上がらないと説明している中で、新たに負担額が高くなる階層を作ってしまうと、これまでの説明に反することになる。

(大山委員)

個人的には納得する。この上にさらに高い階層区分を設定すれば、保育所の現場における不公平感が一層強くなるのではないかと懸念もある。市民には、どこまで提示するのか。津市における利用者負担額だけでなく、国が政令で定める額についても公表するのか。

(事務局 谷口)

市民に示すのは、津市における利用者負担額の表だけである。

(事務局 田村)

国が政令で定める利用者負担額についてはもちろん国民に公表されるので、誰でも比較できる状態ではある。利用者負担額の階層区分については、基準にする税が所得税から市町村民税へと変わったので、何か変わったように見えるが、国の説明では、基本的には同じ階層の人に影響が出ないようところで線を引いていくという考え方で整理がされている。第8階層の負担額についても、国は現行の額と変えてきてはいない。津市では過去に、「いかに高額所得者であっても、同じサービスを使っただく以上、国の基準に7掛けしても月額70,000円の負担を強いることはできないのではないかと」という議論があり、残りの部分は、市民から預かっている税を財源として支えていこうということになっている。今回の制度改正においても、従来考え方を踏襲していくことをご理解いただきたい。

(田口会長)

やはり幼稚園の第4階層と第5階層の差が大きすぎると思う。保育所等の利用者負担額については、かなり細かな階層区分に分かれているので、幼稚園の階層区分についても、もう少し細分化したらどうか。

(事務局 森)

あくまでも国の基準の2号認定子ども、3号認定子どもと同じ水準で負担額の軽減を図るということで説明をしてきている。国の基準×0.683で算出し、その間の階層については上の階層との絡みで負担額を設定している。さらに階層区分を細分化したときに、どういう基準で設定していけばよいのかということがあり、これ以上の細分化は難しいと判断した。

(田口会長)

「うちは収入がこれだけあるので、これだけ払うのは当然」と理解されればよいが、保育所との比較で考えると、公立幼稚園でこれだけの負担をすることへの疑問は、保護者意識として当然出てくるだろうか。ただ、これは市の財政的な問題であり、われわれとしてはこれ以上踏み込めないところではある。

(山中委員)

公私格差の是正という観点からは、それなりの応能負担は然るべきと考える。また、保育所、幼稚園の公立、私立それぞれ、どの階層に何人の利用者がいるかによって、市の財源の税負担が随分変わってくると思う。新制度で公私が共生をしてうまくまわる方法をトータルに考えることが必要であり、ただ単に階層を分けて負担額を安くすればよいということではないと思う。

(田中委員)

保育所の延長保育が月額200円と一律の額になっている点が少し気になる。5分延長しても、1時間半延長しても同じ200円ということになると、保護者が「5分遅れて200円払うなら、お迎えを少し遅らせて先に買い物を済ませよう」という気になるかもしれない。就労等で延長保育を必要とする人には有効なシステムだが、本計画の基本目標にも「子どもと出会えてよかった」とあり、子どもに愛情を注ぐということから考えると、延長保育の料金設定をもう少し細かく区切ったほうがよいように思う。

(事務局 谷口)

時間設定の細分化に対応できるだけの職員配置ができていないので、事務の軽減化を図るため、延長保育の利用料金は一律で設定している。保育短時間の利用者負担額の設定を見ると、例えば、2号認定子どもの第2階層では、保育標準時間が3,000円に対して2,900円と、100円の差しかない。延長保育を一回利用すると200円で、それだけですでに保育標準時間の額を超えてしまう。勤務がシフト制で、一週間に一日程度は保育短時間の時間帯に合わないという場合は、標準時間の認定ができることになっており、入所申請の際に、短時間認定になる人全員を対象に通勤時間やシフト制の有無について確認し、必要に応じて標準時間の認定を行っている。従って、保育短時間認定の子どもで標

準時間内での延長保育を利用する人は、それほど多くないと予想される。

(田口会長)

保育標準時間と保育短時間との差は、最大でも500～600円なので、多くの人は保育標準時間を望むものと思われる。当然、保育標準時間であっても、14時30分に迎えに行ってもよいわけである。これは、2号認定子どもも3号認定子どもも、共に当てはまるものと理解してよいか。

(事務局 谷口)

はい、2号認定子どもも3号認定子どもも、保護者の就労時間等それぞれの事情を確認した上で、細かく丁寧に対応する。年度途中の変更についても対応していきたい。

(田口会長)

国から、年収何百万円以下の人については保育料を無償化するという案が示されたと思うが、それはどのように反映されるのか。

(事務局 田村)

その案は、見送りになった。

(事務局 森)

その一環で、9,100円が3,000円になった。

(田口会長)

そうすると、公立幼稚園における就園奨励費というのは該当しなくなると捉えてよいか。

(事務局 森)

そうである。

(田口会長)

私立幼稚園においては、就園奨励費がそのまま継続されるという理解でよいか。

(山中委員)

施設型給付に移行しない私立幼稚園については、そうである。

(田口会長)

施設型給付への移行を選択した私立幼稚園はあるのか。

(事務局 谷口)

認定こども園に移行する幼稚園が1園ある。

(駒田副会長)

1号認定子どもの利用者負担額は、国立の幼稚園には適用されないのか。

(事務局 谷口)

国立の幼稚園も施設型給付に移行しない方向を示しているので、1号認定子どもの利用者負担額は適用されない。

(駒田副会長)

国立の幼稚園の負担額が約7,000円のままだとすると、津市立の幼稚園の負担額だ

けが増えたようなイメージに見えてしまう。

(田口会長)

今回、市から示された利用者負担額の案については、さらなる検討をお願いしている部分もあるので、ここではこのような意見が出されたということで確認をしておきたい。

3 その他

(事務局 谷口)

パブリックコメントを12月5日から1月5日まで実施し、17件6人から意見を頂戴した。事業計画については、今後、市議会等に諮った上で、最終案としての取りまとめを行っていくことになる。利用定員については、市議会や三重県との協議を経て、最終調整を行っていくことになる。利用者負担額についてもさらに検討を重ね、市としての結果を改めて提示させていただきたいと考えている。次回の会議は、3月下旬の開催予定である。

(田口会長)

これをもって、本日の会議は終了とする。